

## さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市における文化財の適切な保存と活用を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の策定にあたり、さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の策定にかかる検討及び協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財所有者
- (3) 文化財に関する機関・団体の代表者
- (4) 商工関係団体の代表者
- (5) 観光関係団体の代表者
- (6) 市民代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱した日からさいたま市文化財保存活用地域計画が文化庁長官の認定を受ける日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開催する会議は、教育長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (関係者の出席要請)

第7条 協議会は、協議のための必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明

若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。